

# 自転車安全利用五則



- 自転車事故の多くは「赤信号無視」や「一時不停止」といった、自転車の重大なルール違反が原因となっています。
- 自転車は交通ルール上「車両」で、自動車と同じように扱われ、違反すると処罰の対象となります。
- 交通ルールを正しく守って、自転車を「安全・快適・便利」に利用しましょう。

**1**

**自転車は、車道が原則、歩道は例外**

●自転車は車道を通行するのが原則ですが、右の標識がある歩道は自転車も通ることができます。

**規定** 道路交通法第17条第1項、第63条の4第1項  
**罰則** 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

**2**

**車道は左側を通行**

●自転車は車道の左端に寄って通行しましょう。

**規定** 道路交通法第17条第1項及び第4項、第18条第1項、第17条の2、第63条の3  
**罰則** 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金／2万円以下の罰金又は料

**3**

**歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行**

●歩道を通行する場合は、直ちに止まれる速度で、歩道の中央から車道寄りを通りましょう。

**規定** 道路交通法第63条の4第2項  
**罰則** 2万円以下の罰金又は料

**4**

**安全ルールを守る**

**夜間はライトを点灯**

**規定** 道路交通法第52条第1項、第63条の9第2項、道路交通法施行令第18条第1項第5号  
**罰則** 5万円以下の罰金／過失5万円以下の罰金

**■自転車の側面にも反射材を付けましょう**

**交差点での信号遵守と一時停止・安全確認**

**規定** 道路交通法第7条、第43条  
**罰則** 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金／過失10万円以下の罰金

**飲酒運転・二人乗り・並進の禁止**

**規定** 道路交通法第65条第1項、第57条第2項、第19条  
**罰則** 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金／2万円以下の罰金又は料

**■自転車も「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」**

**5**

**子どもはヘルメットを着用**

**■運転させるときも、補助いす等に乘せるときも着用させましょう**

「滋賀県 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では幼児・児童・生徒・高齢者のヘルメットの着用を呼びかけています。

**★自転車に乗る前に…**

人の身を守るためにも、自分の身を守るためにも、自転車の安全点検はとても大切です。自転車に乗る前に、必ず次の項目をチェックしましょう。

**自転車安全点検**

ハンドル	前輪と直角に固定されていますか？
サドル	適度な高さに固定されていますか？
ブレーキ	前輪・後輪ともよく効きますか？
ライト	点灯しますか？明るいですか？
タイヤ	傷や穴はありませんか？溝と空気は十分ですか？
反射器材	付いていますか？後方からよく見えますか？
ベル	よく鳴りますか？
全体	車体の破損や、チェーンのたるみ、ペダルの曲がりなどはないですか？

**★運転の後は…**

鍵かけは防犯の基本です。鍵を2カ所かけるなど自転車を盗難被害から守りましょう！